

秋田県告示第405号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和2年9月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
令和2年8月20日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社高島興業
秋田市新屋日吉町17番20号
代表取締役 高島 慶美
秋田県知事許可（般-29）第6429号
- (3) 処分の内容
大工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和2年8月17日付けで大工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
令和2年8月31日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社マカベ施設工業
男鹿市脇本脇本字上野79番地3
代表取締役 真壁 武義
秋田県知事許可（般-29）第40100号
- (3) 処分の内容
管工事業及び機械器具設置工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和2年8月27日付けで管工事業及び機械器具設置工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
令和2年9月9日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
建築アシスト
秋田市雄和相川字高野130番地1
堀井 一昭
秋田県知事許可（般-29）第81106号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和2年9月8日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。